

東京都市計画地区計画の決定（新宿区決定）
 都市計画若葉・須賀町地区地区計画を次のように決定する。

名 称	若葉・須賀町地区地区計画	
位 置	新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、須賀町、左門町、四谷二丁目、四谷三丁目及び信濃町各地内	
面 積	約18.6ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	寺社や坂道が多いことなど歴史的にゆかりのあるまちであることから、歴史的文化的遺産を活かすとともに、建築物等の更新時に区画道路等の公共施設の整備を行う。また、住宅地区は居住環境及び防災性の向上に配慮し、都心に近い利便性を有する緑豊かな中低層の都市型住宅地を形成し定住化に資する。
	土地利用の方針	（住宅地区） 寺社が25ヶ所と多く公園等の空地もあることから文化的・歴史的なまちのストックを活かしながら、老朽化した住宅の建て替えを行うことにより良好な住宅地として整備する。 （商業・業務地区） 新宿通りと外苑東通り沿道は、商業環境の整備に配慮する。
	地区施設の整備の方針	歩行者の安全性を確保するように区画道路1号及び区画道路2号を拡幅整備する。さらに、「歴史と文化の散歩道」及び地区内の歴史的文化的遺産をつなぐ散歩道を整備し、これらの沿道にポケットパークを設置することにより、歩行者に配慮した地区内の歩行者ネットワークを形成する。
	建築物等の整備の方針	（住宅地区） （1）良好な居住環境を確保するために、建築物の用途の制限を定める。 （2）歩行者の安全性を確保し、ゆとりのある空間を創出するために壁面の位置の制限を定める。 （3）緑化に配慮し、震災時のブロック塀等の倒壊による被害を防ぐために、垣又はさくの構造の制限を定め、生垣化を推進する。 （商業・業務地区） （1）歩行者の安全性を確保し、ゆとりのある空間を創出するために壁面の位置の制限を定める。 （2）緑化に配慮し、震災時のブロック塀等の倒壊による被害を防ぐために、垣又はさくの構造の制限を定め、生垣化を推進する。

地区整備計画	位置	新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、須賀町、左門町、四谷三丁目及び信濃町各地内				
	面積	約11.2ha				
	地区施設の配置 及び規模	種類	名称	幅員	延長	備考
		道路	区画道路1号※	8m	約300m	拡幅
		道路	区画道路2号	6m	約395m	拡幅
	地区の区分	住宅地区〔約10.3ha〕			商業・業務地区〔約0.9ha〕	
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項の各号の一又は第4項の各号の一に該当する営業の用に供するものは、建築してはならない。			
		壁面の位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。			
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する門又はへいの構造は、コンクリートブロック又はこれに類するものとしてはならない。ただし、高さ60cm以下の部分はこの限りではない。			

(注) ※は知事承認事項

備考：区域、整備計画区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。

理由：木造住宅の密集した地区において、建て替えと公共施設等の整備を一体的に行い、良好な居住環境を有した都市型住宅市街地を形成するため、地区計画を決定する。